

平成29年第4回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成29年4月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年5月1日 午後1時30分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加議事日程

- 日程第1 議長の辞職について

- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 副議長の辞職について
- 日程第4 副議長の選挙について
- 日程第5 議席の指定について
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 上伊那広域連合議会議員の選挙について
- 日程第9 辰野町・塩尻市小学校組合議会議員の選出について
- 日程第10 塩尻市・辰野町中学校組合議会議員の選出について
- 日程第11 湖北行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 辰野町消防委員会委員の推薦について
- 日程第13 辰野町商工業振興審議会委員の推薦について
- 日程第14 辰野町上水道運営審議会委員・辰野町公共下水道運営審議会委員の推薦について
- 日程第15 小野特定環境保全公共下水道運営審議会委員の推薦について
- 日程第16 議会広報委員会委員の選任について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	地方創生担当課長	加 藤 恒 男
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	小 野 耕 一	こども課長	武 井 庄 治
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝
社会福祉協議会事務局長	赤 羽 昇		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 赤 羽 裕 治

議会事務局庶務係長 田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番 小 澤 睦 美

議席 第 9 番 瀬 戸 純

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回(5月)辰野町議会臨時会を開会いたします。ここで新任の課長並びに異動課長の挨拶を受けます。

○地方創生担当課長(加藤)

4月1日付けで、まちづくり政策課、地方創生担当課長を拝命しました加藤恒男です。住まいは、平出下町です。どうぞよろしく願います。

○保健福祉課長(小澤)

4月1日付け、保健福祉課長を拝命いたしました小澤靖一です。出身は宮木です。どうぞよろしく願います。

○建設水道課長(西原)

4月1日付け、建設水道課長を拝命しました西原功と申します。出身は羽場です。よろしく願います。

○社会福祉協議会事務局長(赤羽)

4月1日付けで社会福祉協議会事務局長で課長を拝命しました赤羽昇です。よろしく願います。出身は下辰野です。

○議 長

異動課長。

○住民税務課長（伊藤）

4月1日付け、住民税務課長を拝命しました伊藤公一です。どうぞよろしくお願い致します。

○会計管理者（小野）

同じく、定期異動で会計管理者を拝命しました小野耕一です。引き続き、よろしくお願い致します。

○議 長

続いて新規採用職員を紹介いたします。

（新規採用職員 入場）

○松 尾

礼（新規採用職員一同 礼）

○松 尾

住民税務課に配属になりました松尾直哉です。よろしくお願い致します。

○宮 沢

保健福祉課に配属になりました宮沢司です。よろしくお願い致します。

○東 條

保健福祉課に配属になりました東條智恵美と申します。よろしくお願い致します。

○中 林

保健福祉課に配属になりました中林恵子と申します。よろしくお願い致します。

○金

保健福祉課に配属になりました金兌胤と申します。よろしくお願い致します。

○渡 辺

保健福祉課に配属になりました渡辺舞と申します。よろしくお願い致します。

○高 沢

建設水道課に配属になりました高沢靖享と申します。よろしくお願いいたします。

○三 村

教育委員会こども課に配属になりました三村瑞樹と申します。よろしくお願いいたします。

○議 長

ただ今、紹介されました辰野町職員として新規採用されました皆様、おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。今日から地方公務員の一人として、それぞれの職場で働いていただくわけですが、新人としての新鮮な気持ちを忘れずに職務に精励していただきたいと思います。役場の仕事は町民の生活に密着している仕事であります。常に町民の顔が見える立場で仕事をするようになります。どうか町民に信頼される職員を目指し、活躍していただきたい。議会といたしましても、皆さんに大いに期待しております。おめでとうございます。

(一同 拍手)

○松 尾

礼(新規採用職員一同 礼 退場)

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに平成29年第4回辰野町議会臨時会を招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。穏やかな陽気が続き、スイセンやサクラなど季節の花が目を楽しませてくれております。また、ホタルの上陸調査によりますと定期的な功もあり、昨年以上の上陸が確認されており期待ができるということでございます。平成29年度がスタートし1ヶ月が経過し、地方創生を中心にした取り組みも動き出しました。また

ウォーターパーク管理棟のリノベーション事業もここで実施設計に入ります。駅前まちづくり協議会も発足いたしました。明後日から、5日から、ああ3日から5日にかけて1,300年以上の歴史の長い、歴史を今に伝える御柱祭も開催され、天気もすばらしいものになってほしい、こんなふうに思っております。さて、今議会に提案いたします議案は平成28年度一般会計補正予算、条例の一部改正3件の専決処分、で4件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認くださいますようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により議席8番、小澤睦美議員、議席9番、瀬戸純議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので会期を本日一日としたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成28年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、起債の繰上償還に伴う補償金にかかる専決補正予算であります。3月21日の全員協議会にて報告いたしました起債の繰上償還に伴う補償金2,654万5,000円を利子償還金から予算組替により追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げますが、必要に応じて関係課

長より説明いたさせますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第11号）を採決します。お諮りいたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号辰野町税条例の一部を改正する条例について、及び日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、及び日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、提案内容を説明させていただきます。お手元の新旧対照表にて説明させていただきます。36ページ構成の新旧対照表をご覧ください。まず、本則による改正でございます。辰野町税条例の一部改正でございます。第33条の改正、こちらは所得税の課税標準について規定するものでございます。特定配当等、及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案して市町村長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。次、第34条の9でござい

ます。こちらが配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除についての規定でございます。第33条の改正に伴う、所要の規定の整備を行うものでございます。第48条、こちらは法人の町民税の申告納付についての規定でございます。新旧対象表で3ページから7ページでございます。延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。第50条、7ページからになります。法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きについての規定でございます。申告により増額更正があった場合の納付に関して、延滞金の金額の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。第61条の8項でございます。こちらが固定資産税の課税標準についての規定でございます。9ページでございます。震災等により消失した償却資産に替わる償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例が地方税法に規定されたことにより整備を行うものでございます。第61条の2を加える改正でございます。9ページでございます。法第349条の3第28項等の条例で定める割合についての規定でございます。保育の受け皿整備の促進のための措置で、事業所内保育事業に係る特例措置の拡充を「わがまち特例」で規定するものでございます。第63条の2でございます。こちらは施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出についての規定でございます。新旧対照表で10ページでございます。居住用超高層建築物にかかる税額の按分方法について、区分所有にかかる家屋と同様に区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものでございます。第63条の3、法第352条の2第5項、及び第6項の規定による固定資産税の按分の申し出についての規定でございます。新旧対照表で10ページから14ページでございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。第74条の2、新旧対照表12ページから14ページでございます。被災住宅用地の申告についての規定でございます。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定でございます。附則第5条でござ

います。新旧対照表14ページでございます。個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を規定する部分でございます。こちらは同一世帯配偶者において、居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下のものの配偶者控除対象でございますけれども、こちらの拡充をするものでございます。それから配偶者について、そちらも同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者特別控除でありますけど、そちらの適用範囲を改正するものでございます。配偶者控除でございますけれども、現在、所得控除33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の引き上げでございます。収入金額の上限を103万円から150万円に。また申請者、申告者本人の収入が1,220万円を外れることとなります。それから配偶者特別控除でありますけれども、収入金額150万円から控除額が低減し201万円で喪失するものでございます。こちら納税者本人に所得制限を導入し、給与収入合計1,120万円で控除額が低減を開始し、1,220万円で消失するものでございます。附則第8条による改正でございます。こちらは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を規定するものであります。特例の対象期間を3年延長するものでございます。附則第10条でございます。新旧対照表で15ページでございます。こちらは読み替え規定でありまして、法律改正に併せ改正するものでございます。附則第10条の2でございます。こちらは法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定するものでございます。法律改正に併せて改正及び申請するものでわがまち特例の割合を定める規定でございます。附則第10条の3でございます。こちらは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。新旧対照表16ページから21ページでございます。耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書についての規定でございます。附則第16条でございます。21ページから23ページでございます。軽自動車税の税率の特例について規定するものでございます。軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長するものでございます。附則第16条の2、23ページから24ページでございます。軽

自動車税の賦課徴収の特例でございます。軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものでございます。附則第16条の3、こちらは上場株式等にかかる配当所得等にかかる町民税の課税の特例についての規定でございます。特定配当等にかかる所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確したものでございます。附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。25ページから27ページでございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。附則第19条の9でございます。新旧対照表で27ページから28ページでございます。特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の町民税の課税の特定についての規定でございます。特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。附則第19条の10でございます。28ページから30ページでございます。条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございます。特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確したものでございます。続けて、附則第5条による改正でございます。こちらは平成26年辰野町条例（第10号）を改正するものでございます。附則第6条、新旧対照表31ページから33ページでございます。附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。附則第6条による改正でございます。こちらは平成28年辰野町条例第17号を改正するものでございます。第1条の2、34ページから36ページでございます。法律改正に併せての改正でございます。第2条でございます。辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を規定するものでございます。こちらも附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。続きまして議案第3号について提案内容を説明させていただきます。2ページ構成の新旧対照表をご覧ください。まず本則による改正でございます。辰野

町都市計画税条例の一部改正でございます。1 ページ目でございますが、旧附則第3 項を削る改正でございます。こちらは法附則第15条第36項の条例で定める割合についての規定でございます。都市再生特別措置法で規定する協定倉庫に係るわがまち特例の適用期限切れによる改正でございます。附則第3 項、法附則第15条第44項の条例で定める割合についての規定でございます。子育て支援法の規定による特定事業所内保育施設に係る、わがまち特例として課税標準を2分の1とする規定でございます。附則第4 項、法附則第14条第45項の条例で定める割合についての規定でございます。都市緑地法の規定による市民緑地に係る、わがまち特例として課税標準を3分の2とする規定でございます。附則第5 条の第13項でございます。2 ページ目でございますが、項番ズレによる改正でございます。附則第14項ですけれども法律改正に合わせて改正するものでございます。

続きまして議案第4 号について提案内容を説明させていただきます。同じく新旧対照表をご覧ください。まず本則による改正でございます。辰野町国民健康保険税条例の一部改正でございます。第23条、国民健康保険税の減額についての規定でございます。減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴う改正でございます。以上、提案説明を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○熊谷（11番）

非常に多岐にわたって税金の関係がこう改正されるわけですけれども、町に及ぼす税収の影響について、どのように予測しているかお聞きします。

○住民税務課長

まず、一番大きく変わる部分でいきますと、配偶者特別控除、それから配偶者控除の部分でありますけれども、こちらの方は全額国費で補填するという、減収分が例えあったとしても、全額国費で補填するということをお聞きしていますので、町

税に対する影響はないと考えております。税収は減ってもその分補填があるということで、お願いいたします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり承認することに決しました。次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案どおり承認することに決しました。次に議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり承認することに決しました。以上で、町長提案の議案の審議は終わりました。お諮りいたします。議会運営基準申し合わせにより、人事並びに議会構成の更新について、日程を追加し、議

題としたいが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。追加議事日程を配布いたします。続いて審議する追加日程は議会の人事案件並びに議会構成であります。よって理事者並びに課長の皆さんの退席をお願いいたします。なお、議会構成後、庁内放送により集合時間を連絡いたします。

(理事者・課長 退席)

(追加議事日程 配布)

○議長

引き続き追加日程により議事を進行いたします。私ごとですが、辰野町議会運営基準により議長の職を辞すべく副議長に辞職願を提出いたしましたので、本席を副議長に交代します。

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

(議長交替)

○副議長

再開いたします。議長を交替いたしました。日程第1、議長の辞職について議題といたします。ここで、地方自治法第117条の規定により宮下議員の退席を求めます。

(宮下 敏夫 議員 退場)

○副議長

提出されました辞職願を事務局長より朗読いたさせます。

○議会事務局長

(辞職願 朗読)

○副議長

お諮りします。宮下敏夫議員の議長辞職についてこれを許可することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○副議長

異議なしと認めます。よって、宮下敏夫議員の議長辞職の申し出は許可することに決しました。宮下敏夫議員の入場を求めます。

(宮下 敏夫議員 入場)

○副議長

日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。議長の選挙については、いかようにいたしますか。

(動議 なし)

○副議長

動議がありませんので、会議規則第24条の規定により議長選挙を投票により行います。しばらくお待ちください。

(記載台、投票箱の用意)

○副議長

議場を閉鎖します。

(議場の出入り口 施錠)

○副議長

ただ今の出席議員数は14名であります。次に立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定及び申し合わせにより、立会人に議席2番、根橋俊夫議員、議席3番、向山光議員を指名します。投票用紙を配付します。

(事務局職員により投票用紙配付)

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○副議長

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長

ただ今から投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。議席番号1番の方から順番に記載台にて記名し、投票願います。

(投票)

○副議長

投票漏れはありませんか。

(な し)

○副議長

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。根橋俊夫議員、向山光議員、開票の立合いをお願いします。

(開票)

○副議長

選挙の結果を報告します。投票総数14票。内、有効投票数14票。無効投票0票。有効投票のうち宮下敏夫議員、7票。岩田清議員、7票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であり、いずれもこれを超えていますが2人の得票数が同数であります。よって、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、当選者はくじで定めることとなりました。くじの準備をさせますので、暫時休憩といたします。そのままお待ち下さい。

(暫時休憩)

○副議長

再開いたします。くじの手続きについて申し上げます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によって、くじ

を引き、当選人を決めるためのものです。引く順番は議席順とし、引いたくじの番号の若い順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただきます。その結果、番号の若いくじを引いた方を当選人と定めることにいたします。以上、ご了承願います。なお、局長から補足説明させます。くじ棒の番号は1番から10番までといたします。

○議会事務局長

それでは、くじ引きの方法手順について補足の説明を申し上げます。くじはくじ棒を10本作っており、それぞれ1番下に1から10番までの番号が書いてございます。まず、本くじを引く順序を決めるくじを引いていただきますが、その順序はただいま同点でありました議員の議席順とさせていただきます。その結果、くじ棒の数字の小さい番号を引いた方が本くじを先に引くこととなります。そして本くじを引きまして小さい番号のくじを引かれた方を当選人と決める方法といたします。

○副議長

それでは岩田議員、宮下議員のお2人に登壇をお願いします。

(岩田議員 宮下議員 登壇)

(予備抽せん)

(岩田議員 7番 宮下議員 1番)

○副議長

岩田議員7番、宮下議員1番。ただ今のくじの結果、宮下議員、岩田議員の順にくじを引くことになりました。よって宮下議員、先にくじをお引き願います。

(本抽せん)

(宮下議員 8番 岩田議員 7番)

○副議長

くじの結果をご報告いたします。くじの結果、岩田議員が当選人と決定しました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の出入り口 解錠)

○副議長

ただ今、議長に当選されました岩田議員に本席から辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。新議長、岩田議員、議長当選承諾の挨拶を自席にてお願いします。なお、改めて理事者並びに課長が出席してから、改めてご挨拶をいただきますので簡単をお願いします。

○議長（岩田）

岩田でございます。立候補の所信表明にも言いましたように、1回決定しましたらノーサイドでスムーズな議会の運営に心がけていきたいと思っておりますので、皆様のご協力、お願いしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○副議長

それでは、ただ今議長が選任されましたので、議長と交代いたします。私ごとですが辰野町議会運営基準により、副議長の職を辞すべく議長に辞職願を提出いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。ここで、地方自治法第117条の規定により、成瀬恵津子議員の退席を求めます。

（成瀬 恵津子議員 退場）

○議長

提出されました辞職願を事務局長より朗読いたさせます。

○議会事務局長

（辞職願 朗読）

○議長

ただ今、事務局長朗読しましたように成瀬恵津子議員の副議長辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、成瀬恵津子議員の副議長辞職の申し出は、許可することに決しました。成瀬恵津子議員の入場を求めます。

(成瀬 恵津子議員 入場)

○議 長

続きまして、日程第4、副議長の選挙についてを議題といたします。お諮りします。副議長の選挙については、いかようにいたしますか。

(動議 なし)

○議 長

動議がありませんので、投票により選挙を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場の出入り口 施錠)

○議 長

ただ今の出席議員数は14名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席5番、山寺はるみ議員、議席7番、篠平良平議員を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(事務局職員により投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○議 長

配付漏れなしと認めます。それでは投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議 長

ただ今から投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。議席番号1番の方から順番に投票願います。

(投 票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(投票漏れ なし)

○議 長

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。それでは開票を行います。山寺はるみ議員、篠平良平議員、開票の立合いをお願いいたします。

(開 票)

○議 長

それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数、14票、内、有効投票、14票、無効投票0票、有効投票のうち堀内議員、8票、中谷議員、6票。以上の結果です。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、堀内武男議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の出入り口 解錠)

○議 長

ただ今、副議長に当選されました堀内議員が議場におられますので、本席から辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。副議長、堀内武男議員、副議長当選承諾の挨拶を自席にてお願いします。なお、理事者並びに課長が出席してから、改めてご挨拶をいただきますので、簡単をお願いいたします。

○副議長

ただ今、副議長に選出いただきました堀内でございます。議長を支え、議会の融和と活性化を含め頑張るつもりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議 長

日程第5、議席の指定についてを議題とします。議席の決定は抽選によって行います。議長、副議長の議席は辰野町議会運営基準により「議長の席は最終番、副議長は最終2番とする」ことになっておりますので、議長を14番、副議長、13番とい

たします。ただ今から議席の抽選を行います、名札等の関係もございますので、次の議会から新議席についていただくということで、ご了承を願います。それでは2番、根橋俊夫議員から順次お願いいたしたいと思います。事務局職員が1から12の抽籤棒を持ち回りますので、順次お願いいたします。

(抽 選)

○議 長

それでは抽選の結果を申し上げます。

議席1番 小澤 睦美 議員

議席2番 向山 光 議員

議席3番 熊谷 久司 議員

議席4番 山寺 はる美 議員

議席5番 篠平 良平 議員

議席6番 中谷 道文 議員

議席7番 宇治 徳庚 議員

議席8番 成瀬 恵津子 議員

議席9番 瀬戸 純 議員

議席10番 宮下 敏夫 議員

議席11番 根橋 俊夫 議員

議席12番 垣内 彰 議員

議席13番 堀内 武男 副議長

議席14番 岩田 でございます。

以上でございます。以上のとおり決定いたしました。続きまして、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。辰野町議会委員会条例第4条の規定により、常任委員の任期は2年となっておりますので、ここで常任委員の選任を行います。委員の選任は、委員会条例第8条の4項の規定により、「議長が会議に諮って指名する」ことになっておりますが、この際どのような方法によって選任し

たらよいかお諮りします。

(意見 なし)

○議長

意見がございません時は全議員の協議により調整する方法で選任したいと思えますけれど、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。それでは、いったん議会全員協議会室にお集まりいただき、なるべく短時間のうち、希望を調整した上で、指名したいと思います。ここで、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○議会事務局長

全員協議会室へご移動ください。

(全議員 全員協議会室へ移動)

○議長

再開いたします。休憩中に各常任委員会の所属について調整いただき、各常任委員会の構成ができましたので、ただ今より指名します。順序は不同でございますので、ご了解をいただきたいと思います。総務産業常任委員会、小澤睦美、熊谷久司、篠平良平、中谷道文、瀬戸純、宮下敏夫、岩田清、以上、各議員でございます。福祉教育常任委員会、7名。向山光、山寺はるみ美、宇治徳庚、成瀬恵津子、根橋俊夫、垣内彰、堀内武男の各議員でございます。以上のとおり決定しました。ここで委員会の構成ができましたので、各常任委員会を開いていただき正副常任委員長の互選を行い、その結果を議長の手元まで、報告お願いしたいと思います。なお、委員長互選に関する職務は委員会条例第7条第2項の規定により年長の議員が行うことになっておりますので、年長の議員を申しあげます。総務産業常任委員会では中谷道文議員。福祉教育常任委員会では、宇治徳庚議員をお願いいたします。委員

会の運営上、若干の打ち合わせ事項がありますので、ただ今申し上げた方は議長室にお集まりください。ここで、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

(各常任委員会にて、正副常任委員長を互選)

○議長

再開します。ただ今、各常任委員会において決定しました正副常任委員長を発表します。総務産業常任委員会委員長、熊谷久司議員。総務産業常任委員会副委員長小澤睦美議員。福祉教育常任委員会委員長、垣内彰議員。福祉教育常任委員会副委員長、向山光議員。以上であります。

日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。辰野町議会委員会条例第4条の規定により議会運営委員の任期は2年となっておりますので、ここで議会運営委員会委員の選任を行います。委員の選任は、委員会条例第8条4項の規定により、「議長が会議に諮って指名する」ことになっておりますが、この際、どのような方法によって選任したらよいか、お諮りします。

(意見 なし)

○議長

従来は各委員会毎に選任しています。従来と同じような方法で選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第6条の第2項の規定により4人となっております。よって、各常任委員会から2人ずつ選任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。それでは各常任委員会を開催し、なるべく短時間のうちに

議会運営委員を選任の上、議長の手元まで報告をお願いします。ここで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

(各委員会を開催選任)

○議長

再開します。休憩中に各常任委員会で議会運営委員を選任していただき、議会運営委員会の構成が出来ましたので、ただ今より指名をいたします。議会運営委員会、篠平良平議員、宮下敏夫議員、根橋俊夫議員、山寺はる美議員。以上のとおりに4名決定いたしました。ここで議会運営委員会の構成ができましたので、委員会を開いていただき正副委員長の互選を行い、その結果を議長の手元まで報告をお願いします。なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により年長の議員が行うことになっておりますのでお願いいたします。ここで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

(この間に議会運営委員会正副委員長の選出)

○議長

再開いたします。ただ今、議会運営委員会におきまして決定をした正副委員長を発表します。議会運営委員長、篠平良平議員、議会運営委員会副委員長、山寺はる美議員。以上であります。

次に日程第8、上伊那広域連合議会議員の選挙について。日程第9、辰野町・塩尻市小学校組合議会議員の選出について。日程第10、塩尻市・辰野町中学校組合議会議員の選出について。日程第11、湖北行政事務組合議会議員の選挙について。日程第12、辰野町消防委員会委員の推薦について。日程第13、辰野町商工業振興審議会委員の推薦について。日程第14、辰野町上水道運営審議会委員・辰野町公共下水道運営審議会委員の推薦について。日程第15、小野特定環境保全公共下水道運営審議会委員の推薦について。以上、8件については、任期が4年になっているものが

ありますが、慣例により常任委員会の改選に合わせて選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、日程第8、上伊那広域連合議会議員の選挙についてから日程第15、小野特定環境保全公共下水道運営審議会委員の推薦についてまでの8件は、議長提案の人事案件でありますので一括議題とします。ただ今、一括議題としました議員及び委員の選任については、慣例により正副議長、常任委員長、議会運営委員長の5名で原案を作りたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、正副議長、委員長により原案を作ることに決しました。正副議長、委員長の皆さんは議長室にお集まりください。ここで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

(正副議長・委員長により選任)

○議 長

再開します。ただ今、別室にて慎重に審議しました。その結果について局長より報告いたさせます。

○議会事務局長

(局長 報告)

○議 長

ただ今、局長より報告されました一括議題に供しました日程第8から日程第15までの8件については、ただ今の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、日程第8、上伊那広域連合議会議員の選挙について。日程第9、辰野町・塩尻市小学校組合議会議員の選出について。日程第10、塩尻市・辰野町中学校組合議会議員の選出について。日程第11、湖北行政事務組合議会議員の選挙について。日程第12、辰野町消防委員会委員の推薦について。日程第13、辰野町商工業振興審議会委員の推薦について。日程第14、辰野町上水道運営審議会委員・辰野町公共下水道運営審議会委員の推薦について。日程第15、小野特定環境保全公共下水道運営審議会委員の推薦について。以上、8件については、ただ今の報告のとおり決しました。日程第16、議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。お諮りします。議会広報委員会委員につきましては、条例等規程はありませんが、この際、どのような方法によって選任したらよいかお諮りします。議会広報委員会の委員は、6人を選任したいと思いますがご異議ございませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、各常任委員会から3人ずつ選任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。それでは各常任委員会を開催し、なるべく短時間の内に議会広報委員を選任の上、議長の手元まで報告をお願いします。議会広報委員会の構成ができましたので、ただ今より申し上げます。議会広報委員会、6名。向山光、中谷道文、宇治徳庚、小澤睦美、成瀬恵津子、瀬戸純、各議員でございます。以上のとおり決定しました。ここで議会広報委員会の構成ができましたので、委員会を開いていただき正副委員長の互選をお願いするわけですが、委員長の互選に関する職務は、各常任委員会と同様、年長の議員にお願いしたいと思います。ただ今から、議会広報委員会を開催しますので、先ほど申し上げました議会広報委員の方々は、議会広報委員会室へお集まりください。ここで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

(この間に議会広報委員会正副委員長の選出)

○議長

ただ今、議会広報委員会室におきまして決定をした、正副委員長を申し上げます。議会広報委員会委員長、向山光議員。副委員長、瀬戸純議員。以上であります。ここで理事者、課長の出席を求めますので4時15分まで休憩とします。

休憩開始 15時 58分

再開時間 16時 15分

(理事者、課長出席)

○議長

ここで本議会におきまして、正副議長、並びに各常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の構成が全部終了したので局長に発表いただきます。

○議会事務局長

(名簿により発表)

ここで議長に就任されました岩田議長さんより挨拶をいただきます。岩田議長さん、演台でお願いいたします。

○議長

ただ今、議長に選任されました岩田でございます。重責に身の引き締まる思いをしております。議員任期4年のうち、2年が過ぎまして新人議員の方もそれぞれ議会の雰囲気も慣れ、実力を発揮してきているこの時期でございますけれども、ここで一旦、議会構成変わりました、残りの任期2年を一所懸命、務めるということで、私その先頭に立って務めてまいりたいと思います。今、我が国はまさに「外憂内患」、そして我が町におきましても少子高齢化が我々の想像以上に加速度的に進んでおります。そんな中、議会の役目は私は町理事者側に意見を言うだけでなく、一緒になって問題解決のための提言や、そして現場に向かって一緒に問題を解決していく。あるいは新しい道筋を指し示す、この二元性の一方の役割をしっかりとやって

いきたいと、こういうふうに考えております。いずれにしましても14名の議員、全員の力をお借りしまして、残り2年の任期を全うしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(一同 拍手)

○議長

それでは続いて、堀内副議長の挨拶を演台においてお願いします。

○副議長

ただ今、副議長に選出いただきました堀内でございます。一言、ご挨拶申し上げます。改めて、この任の重さ、重要さを痛感しているところでございます。立候補の折に述べました5項目の内容を実現すべく努力をするという形で、特に辰野町の将来を大きく左右するであろうと言われている人口減少対策に対して、委員会ではなくて全体的な議会として、両委員会の選出による活動を展開していくという形をぜひ行っていきたいと思っております。そのほかにも、これはまあ人口対策という形の状況になると思えますし、近々の医療問題につきましても、辰野病院等含めて非常に大きな課題を抱えている現状でありますので、ここを踏まえながらですね、議会として何をすべきかということを実際に考えながら方向付けをしていきたいなと。それを町の方に提言をしていきたいと考えております。また、辰野町の位置という形の状況で広域連合における辰野町の立ち居地っていうのも、やっぱり非常に重要な位置にあると考えておりますので、我々も辰野町の代表としてですね、地域、広域での位置付けっていうのもきちんと行っていきたい、っていうように考えております。いずれにせよ、今、議長が申されたように、議会のあり方をきちんと考えながら、議長を支え粉身骨惜しまずですね、議会の活性化と融和を図るべき活動を展開してまいりたいと思っております。よろしくご指導いただきますようお願いし、一丸となつての活動につなげたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思致します。

○議長

次に、各委員長さんの挨拶を演台においてお願いいたします。最初に総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長の順にお願いします。すみません。落としました、最後に議会広報委員長もお願いしたいと思います。

○総務産業常任委員長

総務産業常任委員長に選任されました熊谷久司でございます。総務産業という立場から人口減少問題に取り組んでまいりたいと思いますが、その基本となるところが道路問題と、もう1つが町の経済活力、経済活力は町の財政と直結しております。道路問題とか、町の経済発展といった問題はすぐ目先の人口対策ってということではなく、長い20年、30年といったスパンでものを考えていかないと本当の意味の人口減少問題には対応できないというふうに考えております。したがって町の基盤、経済基盤、それから産業基盤といったところ、その中心となるのが道路問題ということになるわけでございますけれども、そういった問題を研究し、みんなで考えていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(一同 拍手)

○福祉教育常任委員長

先ほど、福祉教育常任委員会におきまして、福祉教育常任委員長に選任していただきました垣内彰です。よろしくをお願いいたします。現在、医療、福祉、教育等、この辰野町を取り巻く状況は大変厳しく、また刻々とその状況が変化している現状があります。福祉教育常任委員になられました皆さん、議員のそれぞれの考え方を尊重し、背景にある町民の声、思いを理解しながら少数意見に配慮しつつ、合意形成に努めてまいりたいと考えております。至らぬところは多々ありますけれども、皆さんのご協力をよろしくをお願いいたします。

(一同 拍手)

○議会運営委員長

先ほど、議会運営委員長に選任されました篠平でございます。私も議長経験の中から議会運営をここで委員長やるということが果たして良いかどうか、分かりませ

ん。しかし、私も議員経験18年になりますけれども、この中でやっぱり議会改革をしていかなきゃいけない、いろんなことを変えていかなきゃいけない時代かなと思っておりますので、これからいろんな洗い出しをして、そして皆さん14人がですね、一つになって円滑な議会運営ができるように努めていきますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

(一同 拍手)

○議会広報委員長

議会広報委員長に選任いただきました向山でございます。開かれた議会の一端を担うのが広報活動かと思えます。おかげさまで6人の委員のうち、2年一緒に苦労をともにしてきた議員が残り、そしてベテランの3人の議員に構成をしていただくという中でしっかりとした広報活動ができるよう努めてまいりたいと思っておりますので、また議員の各位の皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(一同 拍手)

○議 長

ここで、町長より挨拶を受けます。

○町 長

第4回辰野町議会臨時会閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。ただ今は岩田議長さんはじめ、堀内副議長さん、熊谷総務産業常任委員長さん、同、小澤副委員長さん、垣内福祉教育常任委員長さん、同、向山副委員長さん。篠平議会運営委員長さん、同、山寺副委員長さん。向山広報委員長さん、同、瀬戸副委員長さん。また、各議員さんの所属委員会など、議会構成が終了し、今任期の後半の船出となりました。政策実現に向けて、私ども職員も気を引き締めて新たな気持ちで取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても議長さんのリーダーシップの下、町民皆様方の付託に応えられる議会活動にご期待を申し上げますとともに、引き続き町政へのご支援もお願い申し上げます。議員各位のますま

すのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、臨時議会閉会にあたってのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で本臨時会に付議された事件は全部終了しました。よって平成29年第4回辰野町議会臨時会を閉会とします。ご苦勞様でした。

11. 閉会の時期

5月1日 午後 4時 29分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 田中香織の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番